

年 度	令和4年度	文書番号	教高 第2441号
受 領 日		起 案 者	高等学校課
起 案 日	令和 4 年 7 月 2 2 日		高等学校／教務グループ
決 裁 日	令和 4 年 8 月 3 日		主 査 橋爪 剛
施 行 日	令和 4 年 8 月 3 日		(電話番号：)
処理期限	令和 年 月 日	公 印	公印要
分類記号	B-04-01	校 合 者	名村 優希
簿冊番号	30-1	保存期間	3 年
簿冊名	情報公開関係		
公 開 用 簿冊件名	情報公開関係		
保存満了日	令和 8 年 5 月 3 1 日		
文書題名	行政文書の公開請求について（伺い）		
公 開 用 文書題名	行政文書の公開請求について		
決裁関与者	白木原 亘 [教育振興室] [副理事] 決裁者		
	久 和人 [高等学校課] [参事] 、		
	武下 一秀 [高等学校／学校経営支援グループ] [課長補佐]		
	松下 信之 [高等学校／教務グループ] [課長補佐]		
関係者	今井 尚人 [高等学校／教務グループ] [主査]		
	杉本 勇氣 [高等学校／教務グループ] [主査]		
	日野 雄太 [高等学校／教務グループ] [一般職員等]		
	松田 佳大 [高等学校／教務グループ] [一般職員等]		

伺い文	標記について、別添のとおり令和4年4月19日付け第101号により行政文書の公開請求がありました。 ついては、非公開決定通知書を（案）として請求者あて通知してよろしいか。 お伺いします。	
添付文書情報	添付文書名	種別
施行先	請求者	
施行方法	郵送	
備考		

非 公 開 決 定 通 知 書

教 高 第 2441号

令和4年8月3日

様

大阪府教育委員会 印

令和4年4月19日付けであった行政文書の公開請求（受付番号第101号）については、大阪府情報公開条例第13条第2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定したので通知します。

行政文書公開請求書に記載された行政文書の名称等	1. 府立泉大津高校のビジネス情報コースで作成した「インペイ・ヤマダCEO」の紹介文 2. 府立泉大津高校のビジネス情報コースで作成した「ネツゾウ・ナカムーラCTO」の紹介文 3. 上記「インペイ・ヤマダCEO」「ネツゾウ・ナカムーラCTO」がそれぞれどの企業のCEOおよびCTOであるのわかる資料 4. 府立泉大津高校前校長の山田達也と上記インペイ・ヤマダCEOとの関係がわかる資料 5. 府立泉大津高校前教頭の通称中村滉伊知（公一）と上記ネツゾウ・ナカムーラCTOとの関係がわかる資料 6. 上記4. および5. に関連して提出された山田達也および通称中村滉伊知（公一）の副業申請書類 7. 府立泉大津高校のビジネス情報コースで作成した松川信彦元講師をモデルとしたNFTアート 8. 府立泉大津高校のビジネス情報コースで配布した山田達也、通称中村滉伊知（公一）および松川信彦に関する教材全て 9. 府立高校全校における上記1. から8. の内容を準用したもの全て
請求を拒否することと決定した行政文書の名称	1. 府立泉大津高校のビジネス情報コースで作成した「インペイ・ヤマダCEO」の紹介文 2. 府立泉大津高校のビジネス情報コースで作成した「ネツゾウ・ナカムーラCTO」の紹介文 3. 上記「インペイ・ヤマダCEO」「ネツゾウ・ナカムーラCTO」がそれぞれどの企業のCEOおよびCTOであるのわかる資料 4. 府立泉大津高校前校長の山田達也と上記インペイ・ヤマダCEOとの関係がわかる資料 5. 府立泉大津高校前教頭の通称中村滉伊知（公一）と上記ネツゾウ・ナカムーラCTOとの関係がわかる資料 6. 上記4. および5. に関連して提出された山田達也および通称中村滉伊知（公一）の副業申請書類 7. 府立泉大津高校のビジネス情報コースで作成した松川信彦元講師をモデルとしたNFTアート 8. 府立泉大津高校のビジネス情報コースで配布した山田達也、通称中村滉伊知（公一）および松川信彦に関する教材全て 9. 府立高校全校における上記1. から8. の内容を準用したもの全て

公開請求を拒否する理由	当該請求は、その個別の内容の殆どは明らかに存在するはずのない文書の公開を求めるものである。また、当該請求は、「※なお、この行政文書公開請求は、府立泉大津高校の通称中村澁伊知（公一）前教頭（大阪府教育委員会の公開情報によれば Mobil [REDACTED]）の指示及び同前校長山田達也の絶賛によるものです」との文章を含んでいたものであるが、当該記載にかかる事実は処分庁の調査の結果一切存在しなかった。記載されている氏名の者があたかもそのような指示等を実際に行ったと誤認させる記載は、請求文書の内容を問わず、記載されている氏名の者の社会的信用をことさらに低減させることが主な意図であると推認されるものであり、大阪府情報公開条例（以下、「条例」という。）前文に定める「知る権利の保障」という情報公開請求の趣旨から逸脱するものである。よって、当該請求は、条例第4条に反する不適正請求と認められるため、当該請求を却下し、条例第13条第2項の規定に基づき非公開とする。なお、項目8.については、公開請求書に記載された内容では行政文書の特定が不十分であるため令和4年5月13日付け教高第1500-2号により、条例第7条第6項による補正を求めたところであるが、期限までに回答がなかったものである。よって本項目に関しては条例第7条第1項第2号に定める「行政文書を特定するに足る事項」が特定されていないという理由においても不適正請求として却下相当である。
担当室・課（所）等	大阪府教育庁 教育振興室高等学校課 教務グループ 電話番号 06-6941-0351 （内線 3431）
備考	

受付番号第101号

(教示)

1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府教育委員会に対して審査請求をすることができます。

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府教育委員会となります。）、大阪地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

3 ただし、上記1の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

また、上記2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

注： 「行政文書の存否を明らかにしない理由」がなくなる期日をあらかじめ明示することができる場合に限り公開予定期日を備考欄に記入しています。その日以降に改めて請求してください。

行政文書公開請求書

令和4年 4月19日

大阪府教育委員会 様

氏 名 〔法人その他の団体にあっては その名称及び代表者の氏名〕	
住 所 又 は 居 所 〔法人その他の団体にあっては、主たる事務所の所在地〕	
連 絡 先 〔法人その他の団体にあっては、担当者名及び連絡先〕	同上 電話番号 メールアドレス

大阪府情報公開条例第6条の規定により、次のとおり請求します。

行政文書の名称等 公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項	1. 府立泉大津高校のビジネス情報コースで作成した「インペイ・ヤマダCEO」の紹介文 2. 府立泉大津高校のビジネス情報コースで作成した「ネッツウ・ナカムラCTO」の紹介文 3. 上記「インペイ・ヤマダCEO」「ネッツウ・ナカムラCTO」がそれぞれの企業のCEOおよびCTOであるのわかる資料 4. 府立泉大津高校前校長の山田達也と上記インペイ・ヤマダCEOとの関係がわかる資料 5. 府立泉大津高校前教頭の通称中村渥伊知（公一）と上記ネッツウ・ナカムラCTOとの関係がわかる資料 6. 上記4. および5. に関連して提出された山田達也および通称中村渥伊知（公一）の副業申請書類 7. 府立泉大津高校のビジネス情報コースで作成した松川信彦元講師をモデルとしたNFTアート 8. 府立泉大津高校のビジネス情報コースで配布した山田達也、通称中村渥伊知（公一）および松川信彦に関する教材全て 9. 府立高校全校における上記1. から8. の内容を準用したもの全て ※ なお、この行政文書公開請求は、府立泉大津高校の通称中村渥伊知（公一）前教頭（大阪府教育委員会の公開情報によれば Mobil の指示および同前校長山田達也の絶賛によるものです。なぜかこの部分が決定通知書に記載されない場合が散見されるので、全て正確に転記すること。		
担当室・課（所）等			
希望する公開の実施方法	1 公開の実施方法 ☐ 閲覧（視聴及び聴取を含む。）のみを希望する。 ☐ 閲覧した後、必要な部分の写しの交付を希望する。 ☒ 全部の写しの交付を希望する。 2 閲覧（視聴及び聴取を含む。）の方法 ☐ 用紙による ☐ 専用機器による 3 写しの交付等の方法 ☐ 用紙 ☐ 録音用テープ ☐ デジタルデータ ☐ CD-R又はDVD-R ☒ インターネットの利用による提供		
希望する公開の実施の場所等	☐ 府政情報センターを希望する。 ☐ 担当室・課（所）を希望する。 ☐ 郵送を希望する。		
希望する公開の実施の日時	☐ 年 月 日 ☐ 午前 ☐ 午後 時 分から ☐ 午前 ☐ 午後 時 分までの間 ☐ 公開決定等の通知後、担当室・課（所）と調整する。		
事案の移送の可否	☐ 可 ☐ 不可 情報提供としての取扱い可否 ☐ 可 ☐ 不可		
備考			

府政情報センター
令 4 - 4.19
第 101 号

- 注：1 太字枠内は、必ず記載してください。
 2 該当する□にレ印を記入してください。
 3 公開の実施方法及び公開の実施の日時については、御希望に添えない場合がありますので御了承ください。

整理番号：0377973061

5月6日までに処理して下さい。